

# キッチンカー等出店事業者募集要項

公益財団法人 四街道市地域振興財団

## 1. 目的

四街道市の都市公園（総合公園・近隣公園・その他都市公園）内のオープンスペースを活用し、キッチンカー及び臨時売店（以下、「キッチンカー等」という。）による飲食・物品等の販売を通じて、公園利用者の利便性向上、市民活動の機会の提供及び賑わいの創出を図り、公園の新たな魅力向上へつなげます。

## 2. 出店募集期間

令和6年7月20日から令和11年3月31日まで

## 3. 出店対象施設

施設の名称	施設の所在地
四街道総合公園	四街道市和田 161
四街道中央公園	四街道市鹿渡無番地
千代田近隣公園	四街道市千代田 5-28
美しが丘近隣公園	四街道市美しが丘 2-1
池花公園	四街道市池花 2-25
鷹の台公園	四街道市鷹の台 2-36
わらび近隣公園	四街道市めいわ 2-232
その他都市公園	四街道市鹿渡 895-26 他

## 4. 出店対象日

総合公園及び近隣公園については、四街道市都市公園条例第14条第1項に定める供用日とします。ただし、次に掲げる事由が生じた場合には営業を認めない、もしくは出店の許可を取消すことがあります。

- (1) 四街道ふるさとまつりや四街道市産業まつり、四街道ワラビーラン等の市のイベントの実施により、出店を認めることが困難と判断されたとき。（出店を希望する場合はイベント主催者へお問い合わせください。）
- (2) 緊急の工事等により、支障があると認められたとき。
- (3) 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と認められたとき。
- (4) 特に市から中止の要請を受けたとき。

上記の事由により取消した場合は、原則、中止扱いとします。（中止に伴う材料費、売上げ等、一切の損失については、補填あるいは保証はいたしません。）

## 5. 公園使用許可時間

公園の使用許可時間は、原則次のとおりです。ただし、大会やイベント等の開催

状況により、延長等を認める場合があります。

- (1) 準備開始時間 9時00分から
- (2) 営業時間 9時30分から16時30分まで（時間の短縮は可とします）
- (3) 撤収完了時間 17時まで

## 6. 出店場所、区画及びキッチンカー等許可基準

各公園の出店場所は、各公園の「出店エリア位置図」を確認してください。出店数によっては希望日に出店出来ない場合があります。

- (1) 場所 「出店エリア位置図」のとおり。
- (2) 区画 平面積で概ね10㎡〈2.5×4㎡〉以内とします。
- (3) 設備 電力、給排水設備、その他販売に関わるものは出店者で用意すること。
- (4) 環境 車両については排出ガス規制基準に適合する等、低公害車両を使用し、販売中はエンジンを停止してください。又、BGM等の音響使用は控えてください。

## 7. 出店の申込み

### (1) 受付期間

出店希望月の2カ月前の1日から先着順にて出店希望日の2週間前まで受けを行います。大会やイベント開催時の参加予定者数及び出店数等を勘案し、申込みをお断りする場合があります。又、今後、出店希望者が増加してきた場合には、申込みルール等を変更することがあります。

### (2) 受付窓口

- ア. 四街道総合公園の出店申込みに関すること  
総合公園管理事務所（四街道総合公園体育館内）
- イ. 四街道中央公園他近隣公園、街区公園の出店申込みに関すること  
地域振興財団 駐車場・公園係（市文化センター内）

## 8. 出店料及び支払方法

### (1) 出店料

#### ア. 平日

1台1日あたり1,500円（大会やイベントの開催等を考慮し、一部土日扱いとする日があります。）

#### イ. 土曜、日曜日及び祝日

1台1日あたり3,000円

### (2) 支払方法

出店日当日の出店準備の開始前に所定の手続き窓口（別紙参照）にて出店料を

納付してください。「公園出店許可証」を交付します。

#### 9. 出店のキャンセル

出店のキャンセルを行う場合は、次に掲げる事項を遵守してください。それ以外のキャンセルに対してはキャンセル料が生じます。次回の出店時に1日あたり50%の出店料を、キャンセル料として別途お支払いいただきます。

- (1) 出店者の都合によるキャンセルは、出店予定日の7日前までに上記の受付窓口へメールにて連絡してください。
- (2) 雨天や暴風等の荒天による当日キャンセルは、当日の午前10時までに上記の受付窓口へ電話にてお申し出ください。

#### 10. 事業者の出店資格

出店を希望する個人・法人・任意団体は、次に掲げる全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 飲食物を販売する場合
  - ア. 当該区域での営業を許可する保健所発行の営業許可証を有する者
  - イ. 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
  - ウ. 食品営業賠償保険（PL保険）等に加入している者
- (2) 物販の場合
  - ア. 物販に必要な資格許可・届出を取得しているもの

#### 11. 出店事業者の申込み要件

出店を行う法人又は代表者若しくは個人が、次に該当する場合には、出店申込みを行うことができません。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (8) 国税及び地方税、市民税等を滞納している者
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していな

い者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者

- (10) 政治性、宗教性がある事業者
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者
- (12) 公園の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

## 12. 出店事業者の遵守事項

出店にあたっては、次に掲げる事項について遵守してください。

当財団が、出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は事業者としての登録許可及び以降の出店許可を取り消すことができるものとします。その際、出店者に損害が生じても当財団は一切その責任を負いません。

### (1) 飲食物の販売について

- ア. 食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。
- イ. 営業許可証の範囲内の飲食物とします。
- ウ. 食品のアレルゲン表示を適切に行ってください。
- エ. 市、財団が不相当と判断したもの、又、酒類の販売は禁止します。

### (2) 出店に関すること

- ア. 電気、調理用水及び排水タンク等の園内設備は使用できませんので、販売に必要なものは全て出店者で用意してください。又、園内での食器等の洗浄やごみの廃棄、給水、排水（氷も含みます）、流水は禁止します。
- イ. 購入者が空き容器等を捨てるためのごみ箱を、必ず出店場所付近に設置してください。又、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分してください。なお、排水についても自店にて適正に処分してください。
- ウ. 出店終了後は、周辺の清掃を行うとともに設置前と同じ状況に戻してください。（原状復帰）出店者の責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷させたときは、速やかに管理事務所へ報告をしてください。（修繕及び交換等が必要と判断したときは、出店者に費用負担をいただきます。）
- エ. 園内を走行する際は、ハザードランプを点滅させ公園利用者を最優先に最徐行（10 km/h 以下）にて移動してください。
- オ. 移動等により植栽や設置物等を損傷させないように、十分配慮してください。
- カ. コード等を使用する際には公園利用者が引っ掛からないよう養生する等、安全対策を十分に行ってください。
- キ. 登録申請時のキッチンカーを無断で変更することはできません。
- ク. 出店に係る権利を、他人に譲渡する又は転貸することはできません。
- ケ. 出店の許可内容とは関係のない広告等は行わないでください。
- コ. 園内に日をまたいでキッチンカー等を止め置くことはできません。

### (3) 出店事業者の責務

ア. 公園出店許可証、食品営業許可証及び届出済の食品衛生責任者の氏名を利用者から見やすい場所に掲示してください。

イ. 食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者を配置してください。

ウ. 万が一食中毒が発生した場合や、会場内におけるトラブル、販売品の事故や苦情については、出店者がその責任を一切負うものとします。又、トラブル等が発生した場合は、速やかにその内容を財団へ報告してください。

エ. 園内では職員の指示に従ってください。指示に従わない場合や他の利用者への迷惑となる行為が確認された場合は、即座に退場していただくことがあります。

（その際の出店料の返金はいたしません。）

オ. 他の出店者との共存を可能とする運営を行うこと。

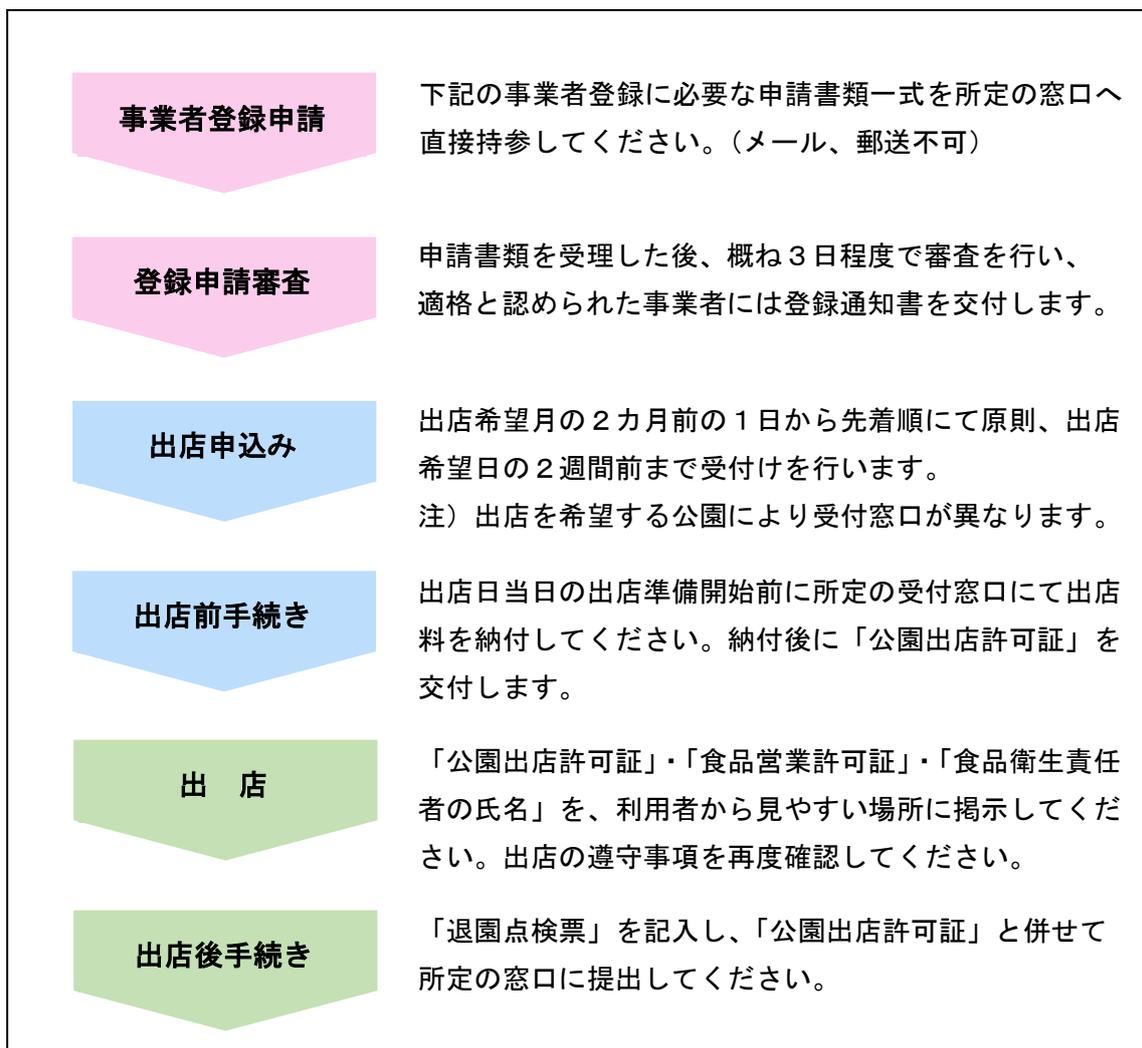
#### (4) 火気の取扱いについて

ア. 火気、発電機を使用する場合は、四街道市火災予防条例を遵守してください。

イ. 発電機等の熱源と消火器は、出店者が用意してください。消火器の用意がない場合は出店できません。

ウ. 強風注意報等が発令された際は、キッチンカーの出店をお断りする場合があります。

### 13. 出店までの流れ



### 14. 事前登録

キッチンカー等の出店を行うには予め事業者登録を行う必要がありますので、以下の提出書類を手続き窓口(当面の間、総合公園管理事務所となります)に直接持参してください。メール、郵送は不可とします。

#### (1) 提出書類

- ア. 事業者登録申請書※様式1
- イ. 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- ウ. 食品衛生責任者の証明書の写し
- エ. 生産物賠償責任保険(PL保険)証書の写し
- オ. 使用するキッチンカーの車検証の写し
- カ. 使用するキッチンカーの写真(前面、側面、ナンバーが確認できるもの)
- キ. 誓約書※様式2

(2) その他

ア. 提出書類に使用する言語は、日本語とします。

イ. 営業許可等の期限が、当年度の途中で切れる場合や変更があった際は、再度提出してください。

ウ. 応募に係る経費はすべて事業者の負担とします。

15. 留意事項

(1) 運営上の事情により、本要項を予告なく変更・改定・廃止し、出店申請の受付を中止する場合があります。

(2) 本市では、令和6年10月1日から公共施設等敷地内の全面禁煙が実施されるため、園内では禁煙を遵守してください。

(3) 今後の参考のため、アンケート等へのご協力をお願いする場合があります。

(4) 出店に係る提出書類等に記載された個人情報、本事業の利用目的以外には使用いたしません。

(5) 本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（四街道市条例、規則等を含む）の定めるところによるものの他、財団による指示のうえ対応するものとします。

16. 問い合わせ・申請書類等提出先

出店の問い合わせ及び申込み手続きは、出店を行う公園によって受付窓口が異なります。

(1) 四街道総合公園に関すること

〒284-0035 千葉県四街道市和田161番地

総合公園管理事務所（四街道総合公園体育館内）

電話 043-433-1111

FAX 043-433-1115

メール [sougou@yotsu-foundation.or.jp](mailto:sougou@yotsu-foundation.or.jp)

受付時間 午前9時から午後5時まで（休館日を除く）

(2) 四街道中央公園他近隣公園及び街区公園に関すること

〒284-0001 千葉県四街道市大日396番地

地域振興財団 駐車場・公園係（四街道市文化センター内）

電話 043-423-1421

FAX 043-423-1424

メール [toshi@yotsu-foundation.or.jp](mailto:toshi@yotsu-foundation.or.jp)

受付時間 午前9時から午後5時まで（日曜を除く）